

第25回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日時

平成18年3月13日(月) 10時30分～11時30分

2 場所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委員) 栗林会長、桐村委員、田辺委員、川戸委員

(防衛庁) 伊藤人事第1課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議事

(1) 開会の辞

○ 栗林会長 只今より「第25回自衛隊員倫理審査会」を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集いただき、誠にありがとうございます。

(2) 第24回自衛隊員倫理審査会議事録について

○ 栗林会長 それでは本日の議事に入りたいと思います。1番目は「第24回自衛隊員倫理審査会議事録」について説明いただきまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第1課から説明をお願いします。

○ 人事第1課長 御紹介の第24回自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、最初に「開会の辞」、次に「第23回倫理審査会の議事録」、「自衛隊員倫理法の一部改正について」、「自衛隊員倫理週間について」、「平成17年度第2四半期の贈与等報告書の審査」、最後は「議題等の議決」でございます。

○ 栗林会長 ありがとうございます。それではここで、「第24回倫理審査会議事録」について審議いたします。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

○ 栗林会長 それでは、議事録につきましては、他に特段のご意見もないようですので、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと考えています。

(3) 自衛隊員倫理週間の実施結果について

○ 栗林会長 2番目は、「自衛隊員倫理週間の実施結果について」であります。

この件は、本年1月に行われた「平成17年度自衛隊員倫理週間」の実施結果について、報告していただくものです。

それでは、説明をお願いします。

○ 人事第1課長 前回の審査会でご了承いただき、1月23日から27日の間に「平成17年度自衛

「隊員倫理週間」を実施しました。本週間は、隊員の職務に係る倫理の保持に関する意識の高揚を図ることを目的とし、倫理に関する教育を実施すること及び倫理ホットラインの設置を大きな柱として行いました。

それでは、細部内容について、サービス企画室長からご説明させていただきます。

- サービス企画室長 お手元の「平成17年度自衛隊員倫理週間の実施結果について」に基づき、ご説明させていただきます。

最初に倫理週間の趣旨でございますが、自衛隊員倫理を保持し、公務に対する国民の信頼を確保するためには、隊員は、国民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に努めることが極めて重要であります。また、昨年4月に自衛隊員倫理規程の一部見直しが行われたこと等から、自衛隊員倫理規程の禁止行為等に関し改めて周知・徹底する必要があります。以上に鑑み、隊員の職務に係る倫理の保持に関する意識の高揚を図ることでもあります。

次に実施事項につきまして、ご説明させていただきます。まず1つ目は、倫理に関する教育を実施しました。教育の実施要領につきましては、各機関等毎に人事教育局人事第1課サービス企画室が作成した教育資料に基づき、参事官等俸給表適用者、行政職(一)6級相当以上の事務官等又は1尉以上の自衛官若しくは現在の職務において、事業者等と関係のある業務を行っている隊員又はその上司を対象に教育を行いました。

実施事項の2つ目は、「自衛隊員倫理ホットライン」を人事教育局人事第1課サービス企画室に設置し、倫理法及び倫理規程違反と思われる行為及び倫理に関する相談について、倫理週間中の10時から19時までの間受け付けました。

結果としてホットラインの受付件数は25件あり、倫理全般に関する相談が6件、各種報告書に関する相談が6件と一番多く、株取引に関する相談が4件と続いております。また機関別の件数は、陸上自衛隊が15件と一番多く、階級別の件数は、3佐が7件で一番多く、次に1尉が6件ございました。

次に、倫理週間の広報・啓発活動についてご説明させていただきます。まず、倫理週間の通達を発簡し、パンフレットを2万部作成し配布するとともに、市ヶ谷駐屯地に倫理週間の「のぼり」を8本設置いたしました。また、部内向けの新聞へ事前広報及び実施結果の記事を掲載いたしました。

最後に総括としまして、防衛庁として初めて「倫理週間」を実施いたしましたが、教育に関しては、教育を担当する者から方面、各幕、内局等に教育内容に関する熱心な質問等が多数寄せられ、また、倫理ホットラインについては、5日間で25件であったことから、倫理意識の効果的な浸透を図る観点から効果があったものと考えられ、18年度以降も引き続き行いたいと考えております。

また、今回実施した倫理ホットラインは、5日間で受付件数25件と多く、日頃から気軽に隊員の倫理に関する相談等に応じる体制について検討して行きたいと考えております。

以上でございます。

- 栗林会長 ご意見・ご質問等ございましたらお願い致します。
- 委員 非常によくまとまっていると思います。企業で倫理問題を扱う時には、5つの柱があり、1つ目は、方針・理念といったものをトップダウンで連絡する。2つ目は、行動基準を示す。3つ目は、短期集中的に教育を行う。4つ目は、施策が徹底して行われているか監査する組織を設置する。最後は、相談機関いわゆるホットライン等を設置することです。国外のホットラインにおいては、担当するセクションと監査機関が別々で行うケースが多く見られますが、今回の倫理週間の場合は、服

務企画室が両方を担当していることになります。

それから、相談を受付ける中で、組織内でこのような問題が起こっているという通報に関する連絡があると思います。その場合一番問題なのは、何か問題が起こっているにもかかわらず、黙認してしまうことであり、そこをどのように改善するかが重要です。

また、組織点検にはいろいろな方法があり、今回のホットラインの他にアンケートを取り、問題を発見し、重点的に改善していく方法もあります。

最後に今回の倫理週間は、大きく分けると方針・理念、行動基準、教育、監査組織、相談機関これら5つの項目が全て入っているので、いい成果が挙げられたのではないかと思います。

- 委員 相談窓口は、職場とは別の関係のない部署に直接相談できること、あるいは、外部に窓口を設置して相談できれば、相談者が相談し易いのではないのでしょうか。また、通報を行っても不利益を被らないという保証が必要ではないかと思います。企業でもそのようなホットラインを設置しているところがあります。
- 委員 相談の機関別及び階級別の件数で不明とありますが、不明とはどのような意味ですか。
- 服務企画室長 相談受付の際に所属・氏名・階級を確認しておりますが、相談者が匿名を希望した場合でも受け付けておりますので、その場合は不明になっております。
- 委員 ホットラインの受付件数として、5日間で25件というのは多いのでしょうか。評価はどのように考えているのですか。
- 服務企画室長 昨年12月にセクハラ・ホットラインを行いました。こちらは1日だけですが、セクハラ・ホットラインでは1日で2、3件でした。それと単純に比較するべきではないのですが、多いほうではないかと考えております。
- 委員 倫理の教育を担当している方からの質疑があるということは非常によいことだと思います。
- 委員 今後の倫理ホットラインの常設や回数の頻度を増やす方向で検討されるということですが、倫理を担当している方からは、もっと日頃から気軽に相談してくるのではないかと思います。
- 人事第1課長 大きな組織でありますので、日頃は倫理の担当者については、上級部隊等の担当に相談していると思います。担当者本人が日頃疑問に感じていることをこういう機会を確認できれば、非常に有効だと思います。
- 委員 実施されて手応えはいかがですか。
- 人事第1課長 非常によかったですと思います。しかし、なにぶん1回目なもので、周知徹底を続けていけばより効果は出てくると思います。
- 栗林会長 他にご意見がありませんでしたら、「平成17年度自衛隊員倫理週間の実施結果について」は以上で終了いたします。

(4) 平成17年度第3四半期の贈与等報告書について

- 栗林会長 4番目は「平成17年度第3四半期の贈与等報告書」の審査を行います。
この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出をした「平成17年度第3四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うことであります。
それでは、説明をお願いします。
- 服務企画室長 平成17年度第3四半期の贈与等報告書について、お手元にございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。これに従って全体の状況をご説明させていただきます。

太宰が平成17年度第3四半期で左下に件数合計200件、前年度同期平成16年度第3四半期と比較しますと、前年度が204件で4件減少しています。

この内訳で見ると、「賞金の贈与」が5件で、前年度同期の7件から2件減少、
「有価証券等の贈与」が0件で、前年度同期の1件から1件の減少、
「著述に対する謝礼」が105件で、前年度同期の107件から2件減少、
「著述に対する印税」が1件で、前年度同期の2件から1件減少、
「テレビ出演等に対する謝礼」が5件で、前年度同期の10件から5件減少しております。
逆に、「供応接待等」が1件で、前年度同期の0件から1件の増加、
「講演に対する謝礼」は81件で、前年度同期の75件から6件の増加となっております。
これは、今回大学からの依頼が17件で、前年度同期の10件から7件増加したことが主な要因となっております。

また、「新聞等へのコメントに対する謝礼」が2件で、前年度同期と同じ件数になっております。
次の頁を見ていただきますと、組織別の傾向としましては、陸上自衛隊が昨年同期と比較しまして、28件減少しており、防衛大学校が6件増加しています。
組織として多いところは、陸上自衛隊の107件、防衛研究所の26件となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございます。
それでは、平成17年度第3四半期贈与等報告書について、ご説明させていただきます。

最初は、賞金の贈与でございます。

1番から5番は、部内の私的サークル誌が発行する機関誌に懸賞論文を応募したものが優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

次に供応接待等でございます。

6番は、部内のサークルから懇親会において飲食物の提供を受けたものです。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

7番から68番は、部内サークルが発行する機関誌への原稿執筆
69番から79番は、財団法人が発行する機関誌等への原稿執筆
80番から87番は、社団法人が発行する機関誌等への原稿執筆
88番から98番は、新聞社、通信社の新聞等への原稿執筆
99番から109番は、出版社等の雑誌等への原稿執筆
110番から112番は、その他公的機関等への原稿執筆です。

著述による印税について、ご説明いたします。

113番は、出版社から出版された書籍の印税です。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

114番から120番は、財団法人からの依頼による講演
121番から124番は、防衛庁が所管する法人からの依頼による講演
125番から143番は、大学等からの依頼による講演
144番から150番は、公的機関からの依頼による講演

151番から154番は、病院、医師会、製薬会社からの依頼による講演
155番から160番は、自衛隊の支援団体からの依頼による講演
161番から179番は、企業等、その他の団体からの依頼による講演です。

講演及び会合等への出席に対する謝礼について、ご説明いたします。

180番と181番は、社団法人等からの依頼による講演及び講演後の総会等において飲食物の提供を受けたものです。

会合等への出席に対する謝礼等について、ご説明いたします。

182番から186番は、大学等からの依頼による会合等への出席です。

講義に対する謝礼について、ご説明いたします。

187番から193番は、大学等からの依頼による講義の実施です。

テレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

194番から198番は、テレビ会社等からの依頼によるテレビ出演です。

新聞等へのコメントに対する謝礼について、ご説明いたします。

199番と200番は、新聞社からの依頼による新聞等へのコメントです。

最後に倫理法が対象とする贈与等報告書ではないのですが、参考として報告させていただきます。内容といたしましては、財団法人が実施する外国人を対象とした研究助成の対象者の選考及び財団法人からの依頼による、バレーボールの海外遠征における帯同ドクターに対する謝礼です。

平成17年度第3四半期の贈与等報告書の説明は、以上でございます。

- 栗林会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 委員 ドルで支払われたものを円換算するというのがありますが、同様にソウルで行った講演については、ウォンから換算したのでしょうか。具体的には110番です。
- 服務企画室長 振り込みは円で行われたと伺っております。
- 委員 国の防衛に関する講演について、秘密保持の観点から、どこまで話をしてよいのかチェックする機会があるのでしょうか。
- 人事第1課長 講演を行う場合は、所属長に事前に許可を取ることとされており、もちろん話す内容も打ち合わせるということになります。
- 委員 講演者があちらこちらで講演を行い話し慣れてくると、質問の時間でついリップサービスをしてしまうことがあるのではないかと思います。それはある意味で贈与等より影響が大きいことですので、どのようなシステムになっているのか確認しました。
- 委員 バレーボールの帯同ドクターの件は、継続性が認められるのはどのくらいかかるのですか。
- 人事第1課長 ご説明したとおり前回女子バレー、今回は男子バレーと依頼がありました。毎年のように同一人物に同協会から依頼があるなら、しかるべき手続をお願いしなくてはならないと考えて

おります。

- 委員 参考1番の講演等の「等」について教えてください。
- 服務企画室長 倫理規程の第9条を御覧下さい。講演等の定義がここでなされておりまして、読み上げますと「自衛隊員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導、若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（自衛隊法第六十三条の承認を得てするものを除く。以下「講演等」という。）」というように倫理規程で定義がなされております。
- 栗林会長 特にご意見、ご質問等がありませんでしたら、これで終了いたします。

(5) 議題等の議決

- 栗林会長 それでは、本日審議されました「第24回自衛隊員倫理審査会議事録」、「平成17年度第3四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きます。
- 栗林会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思っております。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。